

コイン式洗濯機使用料の現金回収について

対象受検機関：公益財団法人大阪府国際交流財団

事務事業の概要	検出事項	改善を求める事項(意見)
<p>1 公益財団法人大阪府国際交流財団におけるコイン式洗濯機使用料について 公益財団法人大阪府国際交流財団（以下「法人」という。）が設置運営を行っている大阪府堺留学生会館オリオン寮（以下「オリオン寮」という。）において、入寮生が使用するために設置しているコイン式洗濯機については、使用料（1回200円）を徴収している。 令和2年度コイン式洗濯機使用料実績：430,200円</p> <p>2 コイン式洗濯機使用料の回収について 「オリオン寮管理人業務マニュアル」に基づき、オリオン寮の管理人が、毎月末に料金を回収し、「洗濯機使用料回収明細表」を作成の上、回収現金と併せて法人事務局に報告（提出）していた。その現金の取扱いについて、管理人のみで行っており、複数人でのチェック等の現金管理を適切に行うための体制となっていない。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>【オリオン寮管理人業務マニュアル】 洗濯機のコイン回収</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理人は、当月の洗濯機使用料を月末に回収する。</li> <li>・回収した金額を洗濯機使用料回収明細表に記入する。</li> <li>・当月の管理経費内訳報告書と共に洗濯機使用料回収明細表を月末に本部へ提出する。</li> </ul> </div> <p>なお、コイン式洗濯機には、運転回数を累積して表示する機能はあるものの、機能の存在を認識しておらず、平成26年の洗濯機の更新後、この機能を利用していない。そのため、回収した現金の額と運転回数との突合は行っていない。</p>	<p>回収した現金の確認は、オリオン寮管理人業務マニュアルに基づき「洗濯機使用料回収明細表」に記載された金額と照合するのみであり、実際の使用回数と回収した金額が一致しているかの確認ができていない状態となっている。</p>	<p>現金回収業務についての規程等の整備を行い、適切な現金の回収及び管理方法を構築されたい。</p>
措置の内容		
<p>令和4年6月1日付けで「オリオン寮管理人業務マニュアル」を改定し、複数名の財団職員立合いのもと、洗濯機の使用回数と回収金額を突合し、現金の回収をすることとした。今後はマニュアルに基づき、複数人でのチェック体制等を実施し、適切な現金管理を行う。</p>		

監査（検査）実施年月日（委員：令和一年一月一日、事務局：令和3年10月11日から同月12日まで）